

摂津市長

森山一正 殿

摂津市教育長

箸尾谷 知也 殿

## 2015年度摂津市の予算編成と 当面の施策に関する要望書

2014年11月20日  
日本共産党摂津市会議員団

(はじめに)

衆議院の解散総選挙になります。第2次安倍政権が発足し、まもなく2年を迎えようとしています。安倍首相は「来年10月の消費税率10%の引き上げを先送りし、2017年4月に10%増税を明言し、私たちの経済政策の推進について、国民の判断を仰ぎたい」と解散の理由を述べました。衆参両院で絶対多数を確保している政権が、なぜいま解散なのか、大義を語ることはできませんでした。首相がいま、解散に踏み切る本当の理由はただひとつです。「解散を延ばせば延ばすほど追いつめられる、だから今やってしまう」という思惑だけです。国民の世論と運動に追い込まれた解散です。

17日に7～9月の経済指標が発表されましたが、アベノミクスの2年間で庶民の暮らしはいっそう悪化し、格差が拡大しました。安倍首相は、雇用者が増大したと発言しましたが、中身は正規労働者が22万人減り、非正規労働者が123万人増えたということです。働く貧困層(年収200万円以下のワーキングプア)は、30万人拡大、貯蓄なし世帯の比率は2年間で4.4%増えて今年30.4%と3割を超えました。庶民の家計の実質収入が減少する中で、個人消費が減少。働く人の実質賃金は3%(前年同月比)低下し、15ヶ月連続マイナスとなりました。一方、大企業(資本金10億円以上)のもうけは拡大。大企業の経常利益は2年前に比べ4兆円増え、11兆円を超えました。100万ドル(約1億円)以上の資産を持つ富裕層は前年より9万人増え、273万人に迫る勢いです。

安倍首相は、記者会見で、原発再稼働や集団的自衛権行使の法制化を選挙公約に書き込むと発言しましたが、国民の民意に背く安倍政権の暴走ストップの審判を下し、政治を変える絶好のチャンスととらえ、全力をつくす決意です。

こうした状況のなかで、摂津市は「地域・こども」を重点におく方針のもと、来年度の予算編成作業をすすめています。この間、子ども医療費助成の中学校卒業までの拡大、新制度における子育て施策、生活道路、歩道の安全対策、防災施策、市民負担軽減などの要望が多く、市民のみなさんから日本共産党議員団に届けられています。こうした市民の声を以下187項目にまとめ要望書として提出いたします。ぜひ、予算編成の中で実現に向けて努力されるよう、強く要望します。

## (1) 「住民が主人公」の立場で清潔、公正、住民本位の市政運営を

- 1 第5次行政改革実施計画については、市民の暮らしの実態(1997年から2012年の間に、市民1人当たりの平均所得は75万円減少)について調査研究をきちんと行い、自治体の役割である「住民の福祉の増進」を推進することを基本に検討すること。制度の見直しについては、現在その制度を受けている方の実態に目をむけるべきです。
- 2 府下1番の市税収入(2013年度市民1人あたりの額—21万65円)を市民のくらし第一に活用し、全ての公共料金を値上げしないこと。
  - ①摂津市の国保加入世帯の約8割が年所得200万円未満です。今年度の値上げで負担が増えた国民健康保険料を値下げすること。
  - ②使用料・手数料の値上げは行わないこと。
  - ③北摂一高い上下水道料金の引下げに取り組むこと。
- 3 「協働と市民公益活動支援の指針」をもとに、さまざまな協働の取り組みを広げ、基本問題についてもその政策立案段階から情報を公開し、市民参加で政策決定するシステムを構築すること。
- 4 平和首長会議の「2020ビジョン(核兵器廃絶のための緊急行動)―(1)2015年までの核兵器禁止条約の締結。(2)2020年を目標とする全ての核兵器の解体。」の摂津市での具体化をはかること。また、来年は戦後70年を迎えます。その事を意識し、戦争の悲惨さをまとめ、伝えていくことはいよいよ大事です。摂津市でも具体的な取り組みを行うこと。
- 5 真の男女平等社会をめざして、第3期男女共同参画計画の推進とともに、条例の制定について検討を行うこと。また業者婦人の労働・暮らし・健康の実態調査を行い、その結果をもとに支援策を具体化すること。市議会でも意見書が採択されている所得税法第56条の廃止を国に働きかけること。
- 6 引き続き公共事業の入札について改善を図ること。摂津市登録業者で実態のない業者(ペーパーカンパニー)等への監視を強めるとともに、入札制度の一層の透明性、公平性の確保に努めること。
- 7 公共工事を受託した事業者の適正な労働条件確保に向け、公契約条例を制定すること。分離分割発注の実施など市内企業の育成策拡大、特に2次下請け以下についても地元業者への発注を徹底すること。
- 8 高金利の市債については低利への借り換えを、引き続き政府や市中銀行に働きかけること。
- 9 総合窓口の開設や休日・夜間など時間外窓口の開設にむけ、引き続き検討を行うこと。今年3月末、4月初めの取り組み結果を検証し、今年の年末年始、年度末年度当初の対応に反映すること。

- 10 地方自治体における官製ワーキングプアが大きな社会問題になっているが、本市の非正規職員(臨時・非常勤)の割合は37.9%となっています。(再任用を非正規職員に計算すると42%となる)現業部門不補充の方針は見直し、全職員で職員定数や自らの公務・公共サービスを見つめ直し、全体の奉仕者としての姿を追求することを求めます。
- 11 投票所の統廃合はやめ、期日前投票所の増設など市民の参政権を保障すること。
  - ①(仮)別府コミュニティセンター完成時に投票所を復活すること。
  - ②旧ふれあいルーム投票所廃止後の状況を調査し、三宅柳田小学校投票所区域全体の見直しを行なうこと。
  - ③千里丘小学校投票区に、もう一カ所投票所を増設すること。
  - ④第4集会所及び第37集会所における投票所の廃止方針について、地域住民への説明を丁寧に行い、地域住民の投票抑制につながらない措置をとること。
- 12 旧三宅・味舌小学校の跡地・校舎の活用については、売却をしないことを前提に情報を公開し、各種団体やPTA・地元住民と一緒に考えるまちづくりに発展させること。

## (2) くらしと健康を守る社会保障の充実を

### (保健衛生関連)

- 13 特定健診の受診率低下の実態把握に努め、保健センターでの土日健診実施や各医療機関でのセット健診など体制充実を働きかけること。
- 14 今後とも、季節的に問題になってくるインフルエンザや熱中症予防などでは、適切な情報発信や迅速な対応を行い、市民の健康を守る対策を十分に講じること。
- 15 地域的に不足している医療機関(診療科目)の把握に努め、誘致や新たな開業の働きかけなど医師会との連携強化を進めること(有床診療所、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科、神経内科など)。
- 16 三島救命救急センター、千里救命救急センターに対する財政的援助の強化を大阪府に求めるとともに、近隣市や医師会とともに2次医療圏の救急医療体制の強化に力を注ぐこと。
- 17 救急を含めた小児医療体制の強化を。ぜんそくアレルギー疾患の現状を把握し支援策を。

### (国民健康保険関連)

- 18 国と府が推進する国保の広域化では、国保の制度矛盾など根本的な解決にならず、医療費の増大、高齢化問題も解決できない。国の負担の拡大を求め、国、府の広域化方針に反対すること。
- 19 国保特別会計への一般会計からの繰り入れを増やし、赤字解消をはかること。合わせて保険料の引き下げを行うこと。

- 20 18歳以下までは正規保険証を無条件で発行すること。
  - 21 国保運営協議会の諮問内容をもとに戻して、保険料改定など重大な要綱の変更はすくなくとも国保運協や議会にはかること。
  - 22 国保でも傷病手当制度や出産手当金制度の創設、埋葬料なども他の保険並みに引き上げるよう国に求めること。
  - 23 保険料及び医療費一部負担金の減免は、当面、生活保護基準1.3倍まで拡大すること。現行制度では3カ月更新で最高半年しか利用できないが、慢性疾患など必要な方には通年で使えるようにすること。
  - 24 限度額認定証は求めに応じ発行し、保険料滞納を理由にした制度利用拒否を行わないこと。
  - 25 憲法25条を遵守し、生活保護受給者に保護開始以前の滞納保険料は執行停止すること。自主返納の強要を行わないこと。
- (高齢者福祉関連)
- 26 廃止された老人医療費助成制度を元に戻すこと。
  - 27 地域包括支援センターは、市内高齢者の実態に応じ職員体制の強化を行うこと。
  - 28 後期高齢者医療保険制度は2年毎の保険料値上げ、保険料・窓口負担の軽減措置の廃止など、当事者、扶養者の負担が増大し続けている。国に対し、制度改悪に反対し、制度の廃止を求めること。
  - 29 公衆浴場(4カ所)の支援策として、助成制度を見直すとともに、空白地域への対策を検討すること。バリアフリー化の推進やデイサービス入浴としての活用、また高齢者以外の市民も利用できるような主体的取り組み(母の日、父の日、家族の日などの設定)を検討すること。ふれあい入浴の回数増を検討すること。安威川以南地域では、公衆浴場がないことを考慮し、市内スーパー銭湯での割引券を発行すること。
  - 30 民間賃貸住宅家賃助成制度の所得制限をなくし、家賃限度額と助成額の増額を。住宅改造費助成制度の限度額、支給額の引き上げをおこなうこと。また、UR鳥飼野々2丁目団地の借り上げ住宅の設置の検討を行うこと。
  - 31 敬老祝い金の廃止計画は中止し、ひとり暮らし高齢者に対する実態に見合った支援を。愛の一声訪問事業の回数増(もとに戻す)、見守り、鍼灸補助、緊急通報装置の事業を拡充し、きめ細やかな施策の実施を行うこと。
  - 32 紙おむつ支給対象を長期入院、介護施設入所でも使えるようにすること。
  - 33 街角デイハウスなどの活動に対する補助金の増額を府へ働きかけるとともに、市として廃止せず継続すること。

(介護保険関連)

- 34 保険料の減免、利用料の負担軽減に市独自の繰り入れなどによる制度の改善をおこなうこと。第6期の介護保険料を値上げしないこと。
  - 35 要支援者に対する訪問介護・通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えることなく、総合事業への移行後もすべての要支援認定者が現在と同じサービスが継続して利用できるようにすること。また、被保険者に対し、これまでと同様に要介護認定申請の案内をし、基本チェックリスト等によって認定申請の機会を奪わないようにすること。
  - 36 認知症高齢者や介護が必要な当事者・家族の相談支援などいっそう充実させ、地域での孤立を防ぎ、虐待などにつながらないよう見守り等の体制を強化すること。
  - 37 介護労働者の低賃金、劣悪な労働条件の改善に向け引き続き国に対して働きかけること。総合事業への移行に当たっても指定事業者が提供するサービスの現行基準を緩和させず、サービスの提供に必要な総事業費を確保すること。
  - 38 特別養護老人ホームの入所については、今後も要介護1・2の人も対象者とし、待機者としてもカウントすること。
  - 39 「一定以上の所得者」の利用者負担を2割に引き上げないよう国に求めること。また、市独自の軽減・救済措置を行うこと。
  - 40 施設利用者の食費・部屋代補助の要件は現行通りとするよう国に求めること。要件追加に伴う制裁措置は、申請そのものを委縮させるものである。金融機関調査や調査への同意書の取り付けなどを行わず、窓口の対応は威圧的にならないようにすること。
  - 41 ひき続き、要介護者が障害者控除認定書によって障害者控除の対象となって税申告ができることを周知徹底し、発行手続きを容易にすること。
- (障害者福祉関連)
- 42 重度障害者医療費助成制度の対象に精神障害も加えるよう制度の拡充をおこなうこと。
  - 43 国連障害者の権利条約が批准された。それに見合うような国内法の整備を国に働きかけること。
  - 44 65歳以上の方に対して機械的に介護保険サービスに移行するのではなく、当事者の実態に即して継続したサービスが受けられるようにすること。また、介護保険サービスに余儀なく移行されるときに費用負担については自己負担1割ではなく、非課税世帯の方は無料になるよう補助をおこなうこと。
  - 45 障害当事者や支援団体などの活動や交流の拠点となる「障害者センター」事業の計画的な推進、整備を行うこと(旧男女共同参画センター1階だけでは不十分)。
  - 46 府営住宅と同じく、市営住宅を障害者のケアホーム・グループホームとして使用できるように枠を設けること。日中活動の場やくらしの場、相談支援など障害のある人の地域生活を豊かにする上で、必要な支援を拡充させること。
  - 47 働く場の確保、就労支援について、障害者雇用率を引き上げるよう市内企業に対して働きかけを行うこと。ダイキンサンライズの出資者として、被雇用者の待遇、労働条件の改善を働きかけること。

(その他生活関連)

- 48 失業者が増大しているなか、就職困難を理由とする生活保護申請に対し、窮状と実態をふまえ、法の精神にもとづいて保護行政をおこなうこと。また、ひき続きケースワーカーの資質向上に努め、増員をはかること。さらに国の生活保護基準引き下げに反対すること。
- 49 府の生活資金貸付制度については熱中症対策としてエアコン設置費用が支援項目になったことを市民に知らせるとともに、保証人制度の廃止や限度額の引き上げを行い市民が利用できる制度になるように働きかけること。また、市独自の「生活資金貸付制度」を復活実施すること。生活保護、低所得の高齢者に熱中症予防の観点から、冷暖房機器の設置費用の助成を行うこと。
- 50 ホームレス特別措置法に基づきホームレスの命を守る対策を。生活保護の適用、厳冬期を迎えて緊急時の空きベッドの確保、公営・民間賃貸の空き部屋の活用、日用品支給の補助をおこなうなどの対策をとること。
- 51 府が廃止した生活保護世帯への夏・冬季見舞金の復活を働きかけること。老齢加算の復活を国に働きかけること。
- 52 住民税の減免については、経済的な状況変化(収入の激減)や公私の扶助(所得基準を定めて低所得者の扶助認定者など)にも対応できるように要綱を作成し、実施すること。
- 53 市民税の申告は、自主申告権を侵害せず、相談については、市民の立場に立った親切丁寧な対応を行うこと。また、市民の社会的立場を尊重し、勤務先・得意先などへの問い合わせは行わないこと。
- 54 市税・国保料等の滞納分の差押え問題については、
  - ①差押禁止財産は、預金口座に入ったものも含め、差押えないこと。
  - ②分割納付中の方の差押えについては、慎重に対応すること。
  - ③対象者の生活実態の把握に努め、市民に寄り添った対応を行なうこと。

### (3) 地元商工業・農業の振興と地域経済の発展を

- 55 景気をさらに悪化させる消費税10%への増税は、中止するよう国に求めること。
- 56 大規模小売店出店の規制を行うこと。大規模な事業所の閉鎖・移転・縮小は、地域経済と自治体に大きな影響をおよぼします。事前の協議を行うよう制度化すること。
- 57 この間、取り組んできた市内事業所実態調査に基づいて、市独自の活性化対策を具体化すること。工場家賃や機械リースへの助成金についても検討すること。
- 58 市独自の融資制度は預託金の増額などで、融資限度額の引き上げや返済期間の延長など更なる改善を図ること。市中銀行による貸し渋り、貸しはがしの実態の把握に努め、本市としてその手だてを講ずること。

- 59 中小企業振興条例を策定し、恒常的に摂津市の商業政策を協議する機関(専門家、商業者、住民、行政等で構成する協議会)を設置し、具体化を図ること。特に、小規模企業振興基本法を踏まえ、小規模企業への実態調査を行い、有効な支援策を行うこと。
- 60 市内事業者の仕事を増やし経済効果も高い「住宅リフォーム助成制度」や「商店リフォーム助成制度」の創設とともに住宅用太陽光発電への助成制度や、耐震補強・バリアフリー助成を併用し、総合的に活用できる制度を創設すること。
- 61 企業立地等促進奨励金の交付企業に対して、市内での雇用状況、市内下請け企業への発注状況等を調査し、市内産業の振興・経済活性化へ寄与するよう働きかけること。
- 62 小規模修繕工事等希望者登録制度については、限度額が90万円に拡大されたが、全庁的に点検、検証し、受注機会の公平、平等が確保されるよう努めること。
- 63 TPPからの撤退を国に働きかけていくこと。
- 64 市内農地を防災上、都市計画上、生活環境上からもいっそう積極的に保存、活用、拡大するための施策を検討すること。
- 65 市民農園のさらなる拡大、学習田など市が市内農地を積極的に活用する施策をすすめること。市民だれもが利用できるようなシステムを構築するとともに、農地所有者にたいする更なる支援措置を積極的にすすめること。

#### (4) 環境を守り快適で住みよい街づくりを

- 66 地盤沈下の未然防止のため、新幹線鳥飼基地内におけるJR東海の地下水くみ上げについては、協定書を遵守させ、行わせないこと。
- 67 環境重視の街づくりを具体的に推進するためにも、吹田市のように環境アセスメント条例を制定すること。
- 68 太陽光発電設備設置に対する助成など自然エネルギー推進の施策を行うこと。
- 69 一時避難場所として、民間企業等と防災協定の締結増加に取り組むこと。洪水ハザードマップも活用し地域住民とともに避難計画を具体化すること。また、福祉避難所を適切に確保すること。
- 70 大阪府800万人避難訓練のHPで示されたような、知的障害のある方や外国人にも解りやすい「やさしい日本語表記(総務省推奨)」を使った避難指示の導入を。「やさしい日本語表記」を障害者制度の紹介、市民課窓口案内にも順次導入すること。
- 71 安威川以南の雨水管線の整備を東別府につづき急ぐこと。
- 72 ゲリラ豪雨対策として、雨水幹線の整備、日常的な土のうの配備をはじめ市民の側からみた緊急対応対策の具体化を。豪雨対策として、市内河川の浚渫とポンプ施設そのものの浸水対策と非常用電源の設置を行うこと。



- 73 大気汚染、放射線測定など環境観測の地点の拡大と検査項目の充実など、府へ働きかけるとともに、市独自でも行なうこと。
- 74 吹田操車場跡地の摂津市域の活用は基本計画に基づいて、医療クラスターなどによる特区への編入などはおこなわないようにすること。
- 75 環境センター焼却炉の更新は、さらなるごみの減量で、その延命化を図りつつ、更新のための財政措置など検討、準備をすすめること。同時にごみ処理の基本は自治体で責任を持つことを堅持しつつ、広域化、連携の協議は慎重にすすめること。
- 76 リサイクルプラザに不燃ごみ処理施設の建設をすすめること。
- 77 府下でも大型の焼却施設が多い町であり、ダイオキシン対策を大阪府まかせにせず、かつてダイオキシン汚染を起こした大阪クリーンテック(株)をはじめ、焼却施設の実態把握と監視を大阪府と連携しつつ主体的に取り組むこと。
- 78 ごみ収集業務の民間委託拡大はやめること。市内収集業務の7割に拡大された民間委託業務の検証を行うこと。
- 79 事業所のゴミ減量と商品の過剰包装をあらためるよう指導を強化すること。
- 80 ごみ分別の徹底のために、定期的な組成調査の実施と業者指導の徹底をおこなうこと。
- 81 特定家電リサイクル法に基づく回収費用を中小業者や消費者の負担を減らすように改善すること。
- 82 「府の住宅・建築物耐震10カ年戦略プラン」にもとづき、公共施設(学校施設の耐震化は具体的に推進)と民間住宅の耐震化促進を具体化すること。そのために、民間住宅については、理解と協力を得るよう本市として努力すること。また既存の公共施設について現在の建築基準法に基づく改修を実施すること。
- 83 局部的豪雨時に対応するためにも安威川流域の支線を含め総合的な治水対策を検討するよう関係機関に働きかけること。
- 84 開発協議基準の指導を強化するため、
  - ①ミニ開発についても可能な限り公共空地などの確保をさせること。
  - ②民法上の隣接空間の確認書をもらうことを徹底させること。
  - ③中心後退や市道などの不法占拠の実態を把握し、厳正に対処すること。
- 85 マンションの開発にあたっては、駐車場の100%確保と管理人を必ずおくように、引き続き指導、監督すること。
- 86 ひきつづき全市的な緑化を促進するとともに、淀川河川敷の早期整備を働きかけること。

- 87 市立第6集会所(旧一津屋公会堂)は、摂津市指定有形文化財第1号に指定されている芝居小屋であり、さまざまな活用を図ること。
- 88 市立第27集会所(東別府2丁目)の移設・建て替えを。
- 89 市営野々住宅跡地は、集会所や公園のほか、児童センターを含む地域コミュニティの拠点として活用すること。
- 90 野良猫対策の抜本策を検討すること。(大津市の「地域猫活動支援事業」を参考に)
- 91 西洋タニシなど生態系を壊す生物の調査、駆除を。対策について農業委員会や河川管理者、水路管理者と連携、協力をはかること。

## (5) 安全で安心して暮らせる都市基盤の整備を

- 92 市内全域でバリアフリーのまちづくりを進めること。全市的に府・市道の歩道の拡幅、段差の解消を促進するとともに、自動販売機、違法駐車、違法出店、廃車放置、電柱など歩道上の障害物を撤去すること。
- 93 鳥飼地域へもう一カ所消防署の増設や、耐震性貯水槽の増設、消火栓の整備など消防力の強化をはかること。
- 94 防犯灯や道路灯の新增設やLED化の促進と、その後の維持管理体制を整備すること。
- 95 耐震性も考慮した内容で、水道管本管から各家庭のメーターボックスまでの13mm管を20mm管に計画的に取り替えること。また、鉛管の取り換えについても早急かつ計画的に進めていくこと。
- 96 公共施設巡回バスについては、全市的な市民の足確保の視点で拡充すること。鳥飼野々2丁目公団住宅付近に停留所の設置を。また土日や祝日にも運行すること。
- 97 市内循環バスの路線変更にあたり、朝夕の便数確保、駅への接続など利便性を高めること。また、敬老パスなど料金の免除、減額の制度の検討を行ない早期に実施すること。
- 98 路線バスのバス停において、ベンチ設置をバス会社に働きかけること。また歩道幅員や設置場所など条件整備を検討し、可能などころには摂津市が主体的に設置していくこと。
- 99 市内危険個所の総点検を行い改善の基準をつくり、交通事故一掃の取り組みをおこなうこと。通学路危険個所総点検の結果の報告も行い、計画的に整備すること。
- 100 今後ともJR千里丘駅、阪急正雀駅前の自転車置場の増設をはかること。またラック式置場、バイク(特に50cc超)置き場を増設を検討すること。
- 101 JR千里丘西口の交通混雑解消については、引き続き吹田市やマンション開発業者への働きかけもおこない取り組みをすすめること。

- 102 香露園地域からコミュニティプラザへの避難路の確保を。
- 103 南千里丘のコノミヤ前交差点を歩車道分離の信号に変更を。
- 104 都市計画道路廃止後の府道の安全対策を府に働きかけること。
- 105 府道大阪高槻線の危険箇所の総点検を行い、歩道の拡幅、段差の解消をひきつづき府に働きかけること。
- ①鳥飼八防1丁目バス停留所付近の拡幅と鳥飼野々から鳥飼中区間及び鳥飼八防2丁目の歩道の拡幅と段差の解消を行うこと。
- ②鳥飼野々1～鳥飼下1及び鳥飼八防2丁目の歩道拡幅、段差の解消。
- ③別府交差点から南別府新幹線下の歩道の整備をおこなうこと。
- 106 府道正雀一津屋線の道路拡幅や歩道整備について府に働きかけること。
- ①ライフ周辺の歩道の安全対策を図ること。
- ②第4中学校前から別府交差点までの歩道確保と鉄板蓋(一部のみ実施)の取替をすること。
- ③特に東別府4丁目12-25地先のカルダオート前付近の改善を図ること。
- 107 市道新在家鳥飼中線の歩道の段差解消、防犯灯の設置など安全対策を講じること。
- 108 市道南別府鳥飼上線の通行車両対策(時間規制、速度規制などの徹底)を摂津警察署に強く働きかけるとともに堤防の草刈りをこまめに行い安全対策をはかること。
- 109 府道茨木寝屋川線の歩道改修(車道側へ傾斜がきつく危険)を大阪府に強く働きかけること。
- 110 鳥飼八防交差点改良や歩者分離信号の設置など抜本的な安全対策を講じること。
- 111 鳥飼野々1丁目26番1号地先交差点に信号を。
- 112 市道新在家鳥飼上線において、新在家1丁目付近の新幹線沿いに歩道の整備を。
- 113 鳥飼西22号線における通過車両の速度規制など摂津警察署と連携し安全対策を強化すること。
- 114 市道鳥飼八防鳥飼上線の鳥飼野々3丁目付近の排水溝の整備を。

- 115 市道鳥飼上21号線、24号線の速度規制など安全対策を。
- 116 市道鳥飼八町8号線(水路にふたして設置されている道路)のスピード規制、飛び出し防止など安全対策を。
- 117 市道新在家鳥飼上線北交差点付近の凹凸の解消を。
- 118 鳥飼野々3丁目、西面緑地について、
- ①定期的な高木の剪定、落ち葉の清掃を行うこと。
  - ②車道と歩道間の低木について、見通しを悪くしないように定期的に伐採すること。
- 119 府道八尾茨木線(五久交差点～宮鳥橋)歩道、雑草の定期的伐採を府に働きかけること。
- 120 鳥飼北小学校周辺道路の速度、重量、違法駐車等の交通規制強化を摂津警察へ強く働きかけるとともに、歩道の拡幅や横断歩道の整備等児童の安全対策をはかること。
- 121 千里丘44号線、78号線における安全対策は、地元住民の意見をもとに約束した内容を引きつづき厳守すること。
- ①通学路もあることから、速度・通り抜け規制の強化を。
  - ②山田川公園への横断歩道の設置を。
- 122 桜町1丁目の大建コーポB棟前のT字路にカーブミラーの設置を。
- 123 旧香露園ファミリーマート南側の一方通行道路、香露園ヘルシーバス千里丘(銭湯)北側東西道路香露園17番地先美容室エクボ前道路などの舗装を。
- 124 サンドライビングスクール前交差点への信号機の早期設置を。
- 125 府道千里丘寝屋川線の昭和園地域トーカン工業グラウンド側に歩道の確保を。また、府道千里丘寝屋川線の千里丘東1、2丁目地域内側溝部分の改善を。
- 126 千里丘東3丁目の小坪井橋の改修を。
- 127 千里丘2丁目14の2、3地先の歩道の勾配改善を。
- 128 桜町の小川水路の定期的改修を。また、小川水路壁面の雑草を定期的に伐採すること。
- 129 竹の鼻ガード、坪井ガードの歩行者安全対策・雨漏り防止・浸水対策を。

- 130 境川堤防(千里丘東4丁目、グランドハイツ横)通行止めしている区域は、みどりの遊歩道として早急に整備をすすめること。
- 131 安威川歩道橋出入口のバリカーの一部撤去を(障害者団体の要望に応えよ)。
- 132 正雀駅前のバリアフリー整備を含め安全対策をいそぐこと。
- 133 一津屋2丁目16-25地先、通学路にカーブミラーを。
- 134 市民文化ホールの駐輪場を整備すること。
- 135 正雀3、4丁目地域の道路敷(私道)で整備されていない箇所が多く、放置されているが、地元との協議、協力をうけ整備すること。特に正雀3丁目3番地域を。
- 136 正雀2丁目12番5地先、薫英学園側にカーブミラーの設置を。
- 137 市民公園の公衆トイレを洋式便器に取り換えること。(正雀2丁目緑公園など)
- 138 鶴野1丁目、安威川右岸線の安全対策を。
- 139 鶴野2、3丁目境界、青少年広場から4丁目に伸びる市道の歩道は、植え込みによって狭小になっている。車椅子などが通れるように、凹凸や段差の改善を行なうこと。
- 140 千里丘三島線、三島3丁目17番地付近歩道の拡幅、整備を。
- 141 阪急摂津市駅前にバス停のベンチ増設、公衆トイレ、郵便ポストなど設置を。
- 142 摂津市駅北側出入り口付近(千里丘東4丁目側)の駐停車対策として、千里丘東3丁目1番地角にカーブミラーの設置を。
- 143 南千里丘マンション付近のビル風対策、第1中学校のグラウンドの安全面、砂の飛散防止、街路樹や境川せせらぎ水路や花壇の植樹も風を考慮して行なうこと。
- 144 別府新在家線東別府4丁目交差点から別府小学校南交差点までの路面改善・安全対策を行うこと。
- 145 別府2丁目22番と14番の境の道路の安全対策を行うこと。

## (6) 子どもと教育を守る施策を

- 146 「子どもの権利条約」の理念に基づき児童・生徒の人権を尊重すること。いっさいの暴力・体罰・パワーハラスメント・セクシャルハラスメントのない教育環境づくりを行うこと。

- 147 「いじめ」「不登校」対策では、学校と保護者との信頼関係を築くことを重視すること。常勤の心理スクールカウンセラーを配置し相談室を設け、丁寧な対応に努力すること。
- 148 「日の丸・君が代」の学校現場への押しつけ、強制はしないこと。子どもたち・保護者・教職員の内心の自由を保障すること。
- 149 「心のノート」の使用の強制はしないこと。
- 150 今日、部落問題は基本的に解消しており、「人権教育」の名による「同和教育」「解放教育」を行わないこと。
- 151 全国学力テストに参加しないこと。国にその中止を求めること。
- 152 全国学力テストの「調査結果」を学校別を含め公表しないこと。大阪府に対して公表しないように求めること。
- 153 市独自に行ってる小学校2年生対象の「シュアスタートテスト」など行わないこと。
- 154 全国学力テストの順位を上げるための習熟度別学習や学習ツール等の「対策プラン」づくりを強制しないこと。
- 155 学習指導要領は大綱的な基準であることを確認し、各学校の教育課程編成権を尊重すること。学習指導要領の抜本的見直しを文部科学省に求めること。
- 156 就学援助金制度の認定基準を元にもどすこと。支給費目にクラブ活動費を追加し、入学準備金等の支給時期を年度当初に早めること。中学校給食の給食費も支給対象にすること。
- 157 公立高校授業料の無償化の継続と私立高校授業料の実質無償化を国・府に働きかけること。
- 158 少人数学級の拡大を国や府に要望すること。小学校1年生等補助教員の配置を今後とも継続すること。本市独自で、当面、小学3年生、中学校1年生で35人学級を実施すること。
- 159 障害がある児童・生徒を含め、実質の定員を超える学級の解消をはかること。
- 160 教職員の労働条件を改善し、教職員の増員や現行の配置基準の抜本的見直しを国や府に働きかけつつ、定数確保と産休などの欠員補充をすみやかに行うこと。授業に穴を開けないこと。教職員の勤務時間など実態調査を行うこと。
- 161 教職員の「評価育成システム」や「授業アンケート」を中止すること。またメンタルヘルスの対策を行なうこと。
- 162 宿泊を伴う学校行事すべてに付き添い看護師を配置すること。
- 163 学校給食について

- ①調理業務の民間委託、調理員の退職者不補充の方針を見直し、直営・自校調理で安全安心の給食を実施すること。
  - ②実施済の民間委託校を総点検し、問題点の整理と改善を図ること。
  - ③委託業者の選定に栄養教諭や調理員など現場の意見が反映できるようにすること。
  - ④栄養教諭の全校配置へ国・府に求めつつ、市独自対応も検討すること。
  - ⑤安全な学校給食めざして、施設の改修、食材の検査体制を強化すること。
  - ⑥デリバリー方式選択制中学校給食の来年6月スタートにあたって、安全安心を大前提に運営および業者選定を行うとともに指導チェック体制を確立すること。学校現場や保護者への説明と負担軽減策を徹底すること。随時、検証を行い、問題点の改善をはかること。
  - ⑦中学校給食は直営・自校調理全員給食をめざすこと。
  - ⑧アレルギーの児童に対応して、除去食を調理するための設備の拡充を図ること。
  - ⑨市として衛生管理マニュアルを改訂し、衛生面での内容を充実させること。
- 164 べふこども園について、保護者との協議を丁寧に行なうとともに、保育所・幼稚園それぞれの役割を果たすこと。
- 165 べふ幼稚園の来年度入園において希望者が定員を上回り抽選となったことについて、検証を行い希望者全員が入園できるよう改善を図ること。
- 166 公立幼稚園の保育時間の延長、3年保育を行うこと。
- 167 各学校・幼稚園・保育所に共通する施設改善・管理運営について、
- ①施設の耐震化の促進、経年劣化による危険箇所の把握と安全対策を早期に実施すること。
  - ②非構造部材の耐震化計画の策定と安全対策を講ずること。
  - ③トイレの改修を行い、洋式トイレの設置や専門業者による定期的な清掃を行うこと。
  - ④ひきつづき特別教室へのエアコンの設置を。
  - ⑤各学校の警備員の配置、交通専従員の増員、警備システム・校内緊急連絡体制の整備を行うこと。
- 168 通学路の危険カ所の把握と安全対策を関係機関が連携して実施すること。

- 169 学校図書室に専任の職員、司書の配置を行うこと。図書購入費を増やすこと。
- 170 障害のある児童の教育について
- ①障害の種別、程度に見合った必要な施設や教材の充実をおこなうこと。
  - ②「特別支援教育」への教職員の増員をはかること。
  - ③指導員、障害児等支援員の体制の充実をはかること。
- 171 学童保育の充実を
- ①学童保育の民間委託、民営化は行わないこと。
  - ②希望者全員入室と保育室の確保、すしづめ状態を解消すること。
  - ③正規の指導者の配置を行い、身分を保障すること。
  - ④要支援児の受け入れを続け、4年生以降も入室できるように検討すること。人員配置など個々の実情に合わせた対応をすること。
  - ⑤土曜日開所の拡大。保育時間の延長。長期休暇における朝の保育時間を繰り上げること。
  - ⑥4年生から6年生の児童にも対象年齢を広げること。
- 172 放課後の全児童対策について
- ①「わくわく広場」の充実にむけ、指導員の確保や学童保育との運用上の連携をはかること。
  - ②放課後の児童生徒が安全にボール遊びができる空間を確保すること。
- 173 増加する児童相談等に対応できる家庭児童相談室の体制を強化すること。
- 174 味生体育館のトレーニング器具の管理維持と新規器具導入など充実をはかること。
- 175 鳥飼体育館のトレーニング器具撤去については利用者の理解を求めるとともに広く市民が利用できるようスペース確保、運用の充実をはかること。
- 176 旧鯨生野団地跡地はすべて売却しないこと。別府公民館の建替え、コミュニティセンター建設などについては、地元住民の合意のもと進めること。
- 177 千里丘公民館の増改築についても地元住民との合意のもと進めること。



- 178 市内公民館においてエレベーター設置などバリアフリー化や耐震化など施設改善をはかること。
- 179 安威川以南地域へ第2児童センターの設置をおこなうこと。
- 180 市民プールの再建を。市営住宅用地余剰地に幼児用プールや親水施設の建設を。
- 181 子ども子育て新制度導入初年度、子どもや保護者の混乱を招かないよう、十分な説明を行うとともに相談体制を整えること。
- 182 保育所の運営は児童福祉法第24条第1項にもとづき、公的責任を果たすこと。待機児童解消は認可保育所によってはかり、詰め込みや基準の低い安易な対策によらないこと。
- 183 新制度における幼稚園、認定こども園、従来型の幼稚園についても、子どもの利益を最優先に連携を強化するとともに待機児童解消へ協力を求めること。
- 184 新制度における小規模保育事業については、原則A型を基本とし、BC型からA型への移行を促し援助すること。
- 185 公立保育所の民営化および給食調理の民間委託は行わないこと。
- 186 乳幼児検診や子育て相談、疾病の早期発見のためにも保健師を増やし、体制を充実すること。伝染病など流行病に対する予防と検疫に万全を期し、無料で行うこと。
- 187 子どもの医療費助成制度を通院でも所得制限なしで中学校卒業まで対象年齢を引き上げること。国、府の制度においても対象年齢の引き上げなど制度の充実を求めること。